

○安中市動物にやさしいまち条例（案）

平成18年3月18日

安中市条例第130号

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関する必要な事項並びに人と動物が安心して共生できる豊かな社会の推進のために必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 動物 法の第10条第1項に規定する動物で、人が飼養又は保管（以下「飼養」という。）するものをいう。
- （2） 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）又は占有者をいう。
- （3） 施設 動物を飼養又は保管するための工作物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、法及び群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和63年群馬県条例第30号。以下「県条例」という。）並びにこの条例の目的を達成するため、必要な施策を講じるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、法及び県条例並びにこの条例に基づいて行う施策に協力するよう努めるものとする。

（飼い主の責務）

第5条 飼い主は、動物の本能、習性等を理解し、飼い主としての責任を十分に自覚するとともに、動物が人に迷惑を及ぼし、及び危害を加えないようにしなければならない。

2 飼い主は、動物を終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

3 飼い主は、やむを得ず当該動物を飼養することができなくなったときは、自らの責任において適正に飼養できる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

（飼い主に対する指導及び助言）

第6条 市長は、動物の健康若しくは安全を保全し、又は動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、飼い主に対して必要な指導又は助言をするものとする。

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講じること。
- (3) 動物の種類、習性等に応じた適正な施設を設けること。
- (4) 動物のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔に保ち、悪臭又は害虫等の発生を防止すること。
- (5) 公園、道路等の公共の場所及び他人の土地、建物等を動物のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚し、又は損傷しないこと。
- (6) 動物の大きな鳴き声等により、人に迷惑をかけないこと。
- (7) 動物が逸走した場合は、自らの責任において搜索し、収容する等適切な措置を講じること。
- (8) 名札等を装着し飼い主を容易に搜索することができる措置を講じること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、前条各号及び安中市ポイ捨て等防止条例第12条第1項に定めるもののほか、その飼い犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。
- (2) 周辺の生活環境に適應するように当該飼い犬に適したしつけを行い、飼い主の制止に従うように訓練すること。
- (3) 犬を飼養する者の飼養の状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖しないよう生殖を不能にする不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）の措置を講じるよう努めること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第9条 猫の飼い主は、第7条各号に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 猫の健康及び安全保持の観点及び近隣住民への迷惑にならないようにする観点から、屋内での飼養に努めること。

(2) やむを得ない事情により屋内での飼養ができない場合には、みだりに繁殖しないよう手術等の措置を講じるよう努めること。

(飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項)

第10条 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、周辺的生活環境を保全し、及び当該猫が増えないために必要な措置を講じ、人に迷惑を及ぼすことがないよう努めなければならない。

(災害時の飼養動物の保護)

第11条 市長は、大規模な地震等の災害が発生した場合は、飼養する動物の保護について可能な限りの措置を講じるものとする。

2 飼い主は、災害時の動物の飼養に備えた準備をし、災害時には責任を持った飼養に努めるものとする。

(動物愛護及び管理に関する啓発)

第12条 市長は、人と動物が安心して共生できる豊かな社会の推進に向け、市民の動物愛護への理解及び飼い主のマナーの向上を図るため必要な啓発活動を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の安中市狂犬病予防及び動物愛護に関する条例（平成12年安中市条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。